

新型コロナウイルス感染症に係る

経済支援対策をお知らせします

第2次経済支援対策事業

※第2次経済支援対策事業は、令和2年第2回定例会（6月議会）に予算を提案しています。

1 経済支援対策給付金

☎商工観光課 ☎516773

対象 タクシー事業者、運転代行業者、高速・貸し切りバス事業者

事業者区分	登録台数など	給付額
タクシー事業者・ 運転代行業者	1～5台	10万円
	6～10台	20万円
	11台以上	30万円
バス事業者	高速バス	100万円
	貸し切りバス	100万円

対象 市街地の旅館・ホテル事業者（十和田湖畔・焼山地区は除く）、結婚式場事業者

事業者区分	部屋数など	給付額
旅館・ホテル 事業者	20部屋以下	20万円
	21～50部屋	50万円
	51部屋以上	200万円
結婚式場事業者	1事業者	200万円

対象 飲食料品小売・卸売・製造事業者、観光事業者、学習支援（塾・教室など）事業者、クリーニング事業者、理・美容事業者、公衆浴場事業者など

給付額 1事業者当たり 20万円

※飲食業支援給付金の支給を受けた事業者は、対象外です。

①～④は、1の申請に共通する要件です。

- ①令和2年2月から7月までの任意の期間（1カ月）の売上高などが、前年同期と比較して20%以上減少していること
- ②主たる事業として、上記のそれぞれの事業を営んでいること
- ③直近の確定申告または住民税申告をしていること（法人の場合は、直近の法人市民税の確定申告）
- ④令和元年度分および令和2年度の納期到来分に係る市税の滞納がないこと

申請期間 令和2年6月8日(月)～8月31日(月)

2 ひとり親家庭支援給付金

☎子ども支援課 ☎516716

対象 児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費の受給者

給付額 対象児童1人に付き 2万円

※令和2年3月31日を基準日とし、令和2年6月5日に本市に住所を有する人

3 修学支援給付金

☎教育総務課 ☎580182

対象 十和田市奨学金制度を利用している生徒・学生

貸与額と同額金額を給付します（今年度は奨学金の貸与はありません）。

4 ①国民健康保険税の減免 ②介護保険料の減免

☎①収納課 ☎516760
☎②高齢介護課 ☎516721

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、納付が困難な人

第1次経済支援対策事業

1 十和田湖畔地区・焼山地区の観光事業者の

- ①固定資産税の減免
- ②温泉使用料の減免（焼山地区）
- ③上下水道料金の減免

☎①収納課 ☎516760
☎②商工観光課 ☎516771
☎③管理課 ☎254511

対象 十和田湖畔地区、焼山地区（蔦・谷地・猿倉を含む）の観光事業者
要件 令和2年2月から5月までの任意の期間（1カ月）において、観光事業収入が、前年同期と比較し、20%以上減少していること
申請期限 令和2年6月30日(火)（①は除く）

2 飲食業支援給付金

☎商工観光課 ☎516773

対象 市内に店舗を有する飲食事業者
要件 ①令和2年2月から5月までのいずれかの月の売上高が、前年同月と比較し、20%以上減少していること
②主たる事業として飲食業を営んでいること
給付額 1店舗当たり 20万円
申請期限 令和2年6月30日(火)

①②は、1～2の申請に共通する要件です。

- ①直近の確定申告または住民税申告をしていること（法人の場合は、直近の法人市民税の確定申告）
- ②令和元年度分の市税の滞納がないこと（1～②は温泉使用料の滞納がないこと）
（1～③は上下水道料金の滞納がないこと）

3 市立小・中学校児童・生徒の給食費の無償化

☎教育総務課 ☎580181

4月および5月分の市立小・中学校児童・生徒の給食費を無償化します。

4 市税の徴収猶予

☎収納課 ☎516760

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、納付が困難な人
要件 令和2年2月以降の任意の期間（1カ月）において、事業などに係る収入が、前年同期と比較し、20%以上減少していること
猶予期間 申請日から1年間（この期間は延滞金がかかりません。）
申請期限 各市税の納期限まで

※いずれも詳しくはお問い合わせください。